

書 評

を試み、日本の労働組合運動の再生・発展をめざす問題意識から出発しているから、日本との対比でのスウェーデンシステムの特徴が描かれ、大いに学ぶ個所が多い。

本書は猿田さんが現地におけるさまざまな資料収集・分析だけでなく、直接対象者に接触してインタビュー調査を頻繁に行なった結果を踏まえている。きわめて多忙な海外生活のなかで、帰国後かなり短時間で出版されている。著者の精力的な努力に敬意を表したい。

本書は読者の問題意識、読み方によっては、大いに有効な資料、事実、情報を提供してくれる。例えば、第1章においては、日本では派遣労働の規制緩和によって不安定雇用化が進展しているが、スウェーデンでは臨時・派遣労働全体を対象とする協約があり、賃上げと月額での最低保障額がある。また、この国では「知識社会」に対応する目標を掲げ、後期中等教育を受けていない失業者だけでなく、再訓練を受けたい者に者にも無償の成人教育が用意されている。フリーターを実質上放置している日本と今後いかに労働力面からの国際格差が生じるであろうか。あるいは第2章との関連では、日本では厚生労働省案をベースとする年金改革案が示されたが、「保険料固定方式」「マクロ経済スライド」などはスウェーデン年金改革方式の真似であるとするが、事実はその形式のつまみ食いであり、スウェーデンでは全額国庫負担の最低保障年金が完備されているなど事情が著しく違う。さらに、消費税(MOMS)25%が導入されているが、物価は著しく安く、かつ社会保障や公共サービスが充実し、税、社会保険料が国民に還元されており、社会保障の使用者負担も著しく高いこの国の実態と日本では雲泥の差がある。さらに、第3章にあるように、スウェーデンの労働組合組織率は80%を超え、同一労働同一賃金という「連帯的賃金政策」の具体化や失業保険を労働組合が管理している。スウェーデンモデルはそこに内在する矛盾があるとしても、組織率が20%を割るほどに低迷している日本の労働組合運動へのサジェッションがあるとともに、現在日本で進展している「構造改革」・市場原理主義的政策潮流に対する対抗軸としての価値があることは明確であろう。

なお、第4章は「日本の労働問題研究者にはぜひ読んでいただきたい章であり、また、日本の労働運動の前進のために日夜努力している労働組合の人々にもぜひ読んでいただきたい」(はしがき)との著者のメッセージがある。本書の上梓を契機に、外在的、イデオロギー的な批判ではなく、内在的な批判・議論・論争などが起こるか、もしくは正確な事実にもとづく概念の再定義が行われることが本節における著者の趣旨に沿うことであろう、と思われる。

(ミネルヴァ書房・2003年10月刊・4800円)

(おごし ようのすけ・常任理事・國學院大學教授)

論 点

最近の天皇制をめぐる論議

H・ビックス著『昭和天皇』上下(講談社)を読みながら

福田 静夫

(1)

この3年ほど、私たちの「名古屋哲学セミナー」では、日本の歴史に関わる論題でテキストを選んで読みあつてきた。このセミナーは、真下信一先生を中心に始めて始まった読書会で、先生亡き後も続いていて間もなく30年になる。例会は月に2回、第1と第2の土曜日。年ごとに少しずつメンバーは入れ替わっていくけれども、幅の広い年齢層の人たちが、だいたい30~40人ほど集まってくる。私の担当は第2例会で、比較的長いものを取りあげることになっていて、ヘーゲル『歴史哲学』の場合には2年をかけた。その続きのような形で、一昨年度に網野善彦『日本とは何か』(講談社)を読み、昨年度はJ・ダワー『敗北を抱きしめて』上下(岩波書店)を読んだ。そして今年度は、前半に高橋哲哉『戦後責任』(講談社)を終え、後半からH・ビックス『昭和天皇』上(講談社)に取りかかっている。来年度前半にこの下巻を終えようというのが当面の計画である。

それで、人間的自由の理念の発展史というヘーゲ

ルの視点から見たら、日本の歴史とそのなかでの天皇制の役割はどう見えるかというのが、最近の日本の歴史を取り上げる私の勝手なモチーフになっているわけである。セミナーという市民的なレベルでの読書会での会員の報告や討論から受ける感触からしても、私たちの関わった天皇もしくは天皇制にかかわる論壇での議論はかなり盛んであり、とりわけ「わが内なる天皇制」をはっきりさせ、それを克服するためにはどうしたらいいのか、いろいろと議論を交わしあっていきたいと思っている。ここでは、セミナーのなかで気のついた最近の天皇制をめぐるいくつかの論点をとりあげ、感想の若干を記してみたい。

(2)

まず、私たちが目前にしている天皇制にかかわる論議の状況であるが、すでに先に挙げた網野善彦『日本とは何か』の発刊が2000年、じつはこれを序巻にして、以下に『講座・日本の歴史』が25巻続くのである。そのなかには、律令国家の下で「日本」・「天皇」という觀念の成立を論じた巻はもちろん、維新时期から明治・大正・戦前戦後の昭和にかけて近現代の天皇制を論じた各巻が配置されていて、『日本はどこへ行くのか』で終巻となるのが2003年である。この時期に重なるようにして、岩波書店からも2つの大きな講座が出ている(2002~3年にかけて『岩波講座・天皇と王権を考える』全10巻、『近代日本の文化史』全10巻・別巻)。このうちの前者はそのタイトル通りに天皇制の制度と思想を通史的に主題としたものだし、後者は、幕末から現代に至までの時期に特化しながら、日本のナショナリズムと歴史的主体の形成の過程をさまざまに規定してきた天皇制とそれをめぐる今日の文化的な葛藤に広く言及する。わが国の二つの大きな出版社から、通底しあう問題意識をもった講座が重なって出されるということは、すでにそれだけで天皇制にかかわる問題が、ある種の読者の広がりや予想しうるということを示しているのだろう。また執筆者についても、少なくとも歴史・文化・政治・法制等々にまたがって、それ相応の業績をもった顔ぶれがそろっているということでもある。これらの講座の執筆者を眺めていると、どの講

座にも、アメリカ、オーストラリア、中国、韓国等、外国人の日本研究者が多少の違いはあっても加わっていることに気づく。日本の天皇制は、いまではけっして日本人だけの専門領域ということではなくなっているのである。

じつさいに、私たちの読んできたJ・ダワー、そしていま読んでいるH・ビックスの本は、それぞれアメリカでピューリッツァー賞を受けたものであった。とくにダワーには、すでに『吉田茂とその時代』(TBSブリタニカ、1981年)、『容赦なき戦争』(TBSブリタニカ、1987年→平凡社ライブラリー、2001年)などの世評の高い仕事がある。このことは、天皇もしくは天皇制への関心が、たんに歴史・文化の研究者のみならず、また読者においても、かなり国際的な広がりをもつものになっていることを示している。

(3)

ではいったいこうした広がりをもって21世紀初頭に論じられている天皇もしくは天皇制にかかわる論議には、どんな特徴があるのだろうか？

その点では、H・ビックスの『昭和天皇』(原題は「裕仁と近代日本の形成 Hirohito and the making of modern Japan」)には、最近の特徴がよく出ている。原書では1冊だが、邦訳では上下の2冊に分けられ、全体では次のような4部構成になっている。第1部「皇太子の教育」、第2部「仁愛の政治」、第3部「陛下の戦争」、第4部「内省なきその人生」で、上巻には第3部の半分まで、下巻には第3部の後半と第4部が収めてある。第1部では迪宮と呼ばれた少年期、第2部では明治天皇を「仁愛」の理想とした「帝王学」を学び、18歳で成人して裕仁と名乗ることになり、20歳にして大正天皇の摂政に立ち、多端な政務と軍務の実際に対処する時期が扱われる。第3部はいちばんの中心部分であって、25歳で即位した裕仁は、新しい「昭和」という元号をのちに諡とする天皇となり、「大元帥」として激動の15年戦争に臨む時期である。そして最後の第4部では、敗戦によって国際裁判で訴追されるのを免れ、アメリカへの従属の「象徴」として生かされながら、たえず政治に干渉することを止めず、死去に際しては国民に

書評

「自粛」を強制することによって国民のうちに「内なる天皇制」を幻出させていった終末の時期が扱われる。

すでにこうした構成から分かるように、ビックスの天皇論の特徴は、一人の天皇の人格に内在しながら、絶対主義的な国家の最高機関としての天皇の矛盾と葛藤に満ちた時代史を描こうとするところにある。天皇は、満州事変の開始、日中戦争からアジア・太平洋戦争への拡大の過程、そして遅すぎた敗戦にいたるまでのどの局面においても、ビックスの視点からすれば、つねに超憲法的な天皇もしくは「大元帥」としてみずから決断し、選択をして宮中グループや内閣、軍部を動かし、動かされたのであって、俗説の言うように、憲法上の無謬と無答責の空洞のなかに逃げ込むことを許す余地はないことになる。それが、能動的な君主という祖父の虚像に取り憑かれたための誤った選択であったとしても、無答責と統帥権とが天皇に確保する自由空間は、まさに天皇の自己責任において満たされるべきものであったのである。

この意味では、この本は、昭和天皇の戦争責任を、天皇の主體的な責任として、克明に証明することになった。そしてそれは、天皇制という絶対的権力の負荷に耐えうるいかなる政治的個人も存在しえないということを明らかにした点で、日本の近代天皇制の歴史的破産を証明することにもなった。同じような仕事としては、先に山田朗『大元帥 昭和天皇』（新日本出版社、1994年）があり、ビックスの仕事は、それをいっそう詳細に、昭和天皇の内面的過程にまで分け入って追及し、補完したと言えよう。ビックスは、悪意から何としても裕仁の戦争責任を証明しようとしているという秦郁彦の非難に答えて、「私としては、天皇をその全生涯のあらゆる段階を通して理解しようと努めたただけだ」（『世界』03年9月号）と答えているが、ビックスは正しい。

もっともビックスの場合、戦前の植民地であった台湾・朝鮮・南樺太・満州に対しては、天皇が戦後についても決定的な責任を負っていたことについての指摘がない（この点では、『近代日本の文化史』第6・7巻を参照）。とくに日本の敗戦にともなう朝鮮の南北分断にさいして、日本の特高・軍人がアメリ

カ軍の弾圧に直接手を貸した（松本清張『北の詩人』）。あるいは大東亜文学会などで協力させられ、「漢奸」として断罪された中国人に対して、天皇は一言の謝罪の言葉も発しなかったと憤激し、自前で陳謝のピラの空中散布を考えたのが堀田善衛（『曇り日』を参照）であった。

(4)

天皇の在位年数からすると、戦中戦後の時期よりも戦後の時期の方がはるかに長い。けれどもこの時期を扱った第4部は、第2～3部よりもはるかに短い。ここでのビックスは、アメリカが占領政策のために天皇を戦争責任の追及から守ったこと、そしていわゆる逆コースのなかで天皇がさまざまな保守政策の切り札として使われたこと、「巡幸」によって人心を治め、「人間天皇」のもとでの「天皇制民主主義」を現出させていくことなど、ダワー『敗北を抱きしめて』が明らかにしていた論旨と基本的に同じ見解をとっている。ただし、その戦中の旧憲法の立憲的な規範からの逸脱においてもそうであったが、戦後の新憲法の「象徴」的な制約からの逸脱についての指摘はより手厳しい。まず裕仁は、敗戦の年の11月に「皇祖皇宗」を祀る伊勢神宮に参拝するが、こうして「宗教と神話に基づく天皇制の歴史の生存能力」を固めた。（このあと小森陽一『天皇の玉音放送』五月書房によれば、京都の「神武天皇畝傍御陵」、明治天皇桃山御陵、東京へ戻って「大正天皇多摩御陵」に「親拝」、その翌日靖国神社に公式参拝する。いずれもまだ「人間宣言」以前の神人天皇としての時期のことである。）また46年1月1日の「人間宣言」の詔書でも、自分が「天照大神の末裔」であることを隠していないし、新憲法草案が天皇の従来の資格を剥奪することを支持したという俗説は誤りであった。また48年1月の国会開会式での松本副議長の「蟹の横ばい」拒否事件、51年10月、京大を訪問した天皇を「平和の歌」で迎えた学生の処分事件など、天皇の神聖化が進んでいく。その一方では、すでに新憲法下の9月、国事行為を禁じられている裕仁は通訳の寺崎英成を介して、沖縄の軍事占領を長期間継続することをマッカーサーに提案した。日米安保条約への賛成、戦争責任問題を「文学的なあ

や」の問題としたこと等、総じて戦後の裕仁は、価値的には「二重基準」の「象徴」として振る舞い続けたのであった。

ビックスは、天皇の死に際して、当時の竹下首相が「つねに平和主義者、立憲君主」であり、62年間の治世を通して「世界の平和と国民の幸福をひたすら祈念」してきたという弔辞を捧げたことを記している。こうして戦後の昭和天皇は、アメリカとの「抱合」関係のなかで仮構された戦争責任への無答責でもって戦後の人生を始め、最後まで国民にはその真実の役割を覆ったままに、人生を締めくくることがなかったのだった。

(5)

しかし、新憲法下の「象徴」天皇制は、昭和天皇から現在の明仁天皇に移っている現在、さまざまな新しい論議の素材を提供することになっている。

その一つは、天皇制の統合機能が変化した問題である。天皇制は、日本の独占資本がアメリカの独占資本に従属しながら復活強化していく過程では、戦後の天皇制をより強い独占資本との相関関係のなかに置き入れ、やがては独占資本の統合機能が発展するとともに、「象徴」天皇制の統合機能は地盤沈下をおこすことになった(渡辺治『日本の大國化とネオ・ナショナリズムの形成』松井書店)。

けれども、その直接的な効用とは別に、天皇制がもっている人間差別機能は、たとえば叙勲制度で代表されるように、企業支配のためにさまざまな差別化を商品化の必要条件とする独占資本に対して、とりわけ身分的・文化的・ジェンダー的な諸差別を正当化する機能を提供し続けている。

天皇制は、新憲法下では経済制度としても(天皇は旧憲法下では日本最大の地主であり、資本家であった)政治制度として多くの支配機能を失ったが、逆に「象徴」制度としては新たに多くの文化的な支配機能を獲得してきた。

1979年に元号法が制定されて、「昭和」以降も天皇の代替わり毎に元号が続くことになり、国際化が進行するなかで、天皇による煩瑣な時間的・空間的支配が日本の国民に強制され続けることになったし、また99年に制定された国旗・国歌法は、天皇儀礼と

国家儀礼の制度化を一步進めることになった。義務教育学校では、たとえば体育館に常時日の丸が掲げられていて、子どもたちはその制度を日常的なものと感じ始めているし、君が代がことある毎に強制的なものとなっていることは、いくらでも事例がある。

ところがその一方で、2002年のサッカー・ワールドカップの際に、「J回帰」と呼ばれる現象が話題になった。サッカーで日の丸を振り、君が代を歌うのは、天皇誕生日にそうするようなアナクロニズムではない、というのである。伝統的な日本への直接的な回帰ではないので「J」とモダン化して名づけられるのだが、天皇在位10年記念式典で、「元X JAPAN」のメンバーが作曲した「奉祝曲」をみずから演奏し、「GLAY」や「SPEED」といったポップ・シンガーたちが首相を取り囲んでいたという。このような新しい形の天皇制は、「J天皇制」とされる。いずれにしても、これらは後期資本主義の消費文化を通じた日本への回帰であって、伝統的なそれではない現象として問題になっている(「象徴天皇制の未来について」『日本はどこへ行くのか』)。

けれども、イラク特措法によって派遣された自衛隊を見送る人々が、日の丸の小旗を手にして打ち振っていた光景には、「J回帰」以上のメッセージがあることを否認ない。自衛艦は海軍マーチで送り出された。そして家族の人々は、隊員が任務を果たして帰ってきてくれることを信じていると語っている。不確定な情報の下で、死の危険を覚悟しながら自衛隊員が任地に赴くという構図は、あまりにもかつての出征兵士たちのものに似すぎている。

同じように複雑なことが、初詣にも言えるかも知れない。神道指令によって、かつての天皇制を強力に支えていた「国家神道」は存在の根拠を奪われたが、戦中に推し進められた国家神道化のなかで形成された伊勢神宮を頂点とする全国の神社のヒエラルヒーは、現在は伊勢神宮を本宗と仰ぐ全国8万社を組織する神社本庁となって復活している。神社本庁は、昭和天皇の「平癒祈願」の運動によって国民に大きな影響を与え、それに続く天皇の大嘗祭の儀は、神道儀礼を復活して、憲法違反の論議を呼んだことはまだ記憶に新しい。多くの「祭祀を重んずる伝統は、高天原に事始まり、国史を貫いて不易」

書 評

である、とする主張を変えてはいない（神社本庁憲章）。このような日本の神社のヒエラルヒーを前提にすると、皇室神として伊勢神宮の祭神天照大神が祀られているかぎり、「象徴」天皇は、日本の神社8万社を司る祭祀王の位置に立っていることになる。国民の祝日の多くが天皇家の祝祭日と重なっていることの意味は小さくないだろう。神社本庁は、このようなものとして天皇を尊崇する方針を採っているわけである。そして天皇と天皇制とにゆかりの深い神社は、警察庁の発表によれば、明治神宮290万人、熱田神宮234万人、伊勢神宮64万人など、今年も全国的に多くの新年の参詣者を集めた。その参拝者たちのすべてと合わないまでもかなりの部分が、神社の新年の雰囲気消費するためだけに集まったと言えるのかどうか？ 消費する参拝客の思いとは独立に、機会を提供する神社の目的が存立しうるのかどうか？

もちろんここで、一般に天皇制と宗教の問題がどうなっているのか、あらためた検討が必要だが、ここでは立ち入ることはできない（「宗教の戦後体制」、『近代日本の文化史10 問われる歴史と主体』）。

さらに気がつく論点として、天皇制とジェンダーとの関係を問うものがある。皇室典範に規定されているような直系の男子が産まれないときを想定して、女帝論が問題になっている。その議論のなかで、女性天皇は男性天皇の悪いイメージを払拭するために、大きな象徴的な働きを期待できる、という立場があるが、このようなジェンダーに逆のバイアスをかけることでは、とうてい男権主義的な皇位規定を修正したことにはならない。

もう一つ、従来よく知られている「象徴」天皇制の特徴として、農業・植樹祭など、環境問題へのアクセスを強めたり、歌会始・文化勲章など文化の分

野での伝統と顕彰に役割を果たしたり、一般市民を取り込んだ皇室ファミリーの親密さ（嫁いびりなど）があつて、いつも成功するとは限らないが）によって市民的な理想を演じたりする傾向がある。かつての権威主義的な「内なる天皇制」が、いつそうソフトで日常的な「内なる天皇制」に置き換えられていく大きな契機がここにある。

(6)

いろいろと思いつくままに、あれこれの天皇と天皇制にかかわる論議を書き出してみた。昭和天皇の戦争責任とそれを未済にすまずことを許してきた国民の責任、とりわけ「戦後責任」として論じられるべき多くの問題がある。ビックスの『昭和天皇』は、その論議のための重要な基礎をおいたことは確かである。しかし、それが伝記のスタイルをとったために、取り残すことになったいくつかの問題がある。グローバル化する世界のなかで、日本の近代天皇制の位置を問うことなどはその一つであろう。それと同時に、戦後の「象徴」天皇制が、じつに多くの問題ばらみであることは見てきたとおりである。そのなかには、旧天皇制から引き継いできているものもあった。人間が人間を絶対化するシステムに妥協したとき、そのシステムはかならず人間の自由の根底的な破壊につながる、というのが、天皇制についての最も痛切な経験であった。人間的な自由と民主主義の発展の見地から、「天皇制」をどう克服するのか？ 憲法第9条の改廃を中心にして、自民党・民主党・公明党がそれぞれに、イラク戦争を機として、改憲の態度を明らかにしている現在、あらためてこの課題の重要性を確認しておきたい。

（ふくだ しずお・会員・日本福祉大学名誉教授）